

奈良県告示第四百四十六号

昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十一号（特定工場等において発生する振動の規制基準）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二号に次のように加える。

- (六) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園